大阪府条例第　　　号

大阪府立学校条例の一部を改正する条例

第一条　大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 第二十二条　（略）  　一　中学校　四一人  　二　高等学校　九、二五一人  　三　特別支援学校　五、五三〇人 | 第二十二条　（略）  　一　中学校　三七人  　二　高等学校　九、三三六人  　三　特別支援学校　五、四六九人 |
|  |  |

第二条　大阪府立学校条例の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 別表第二（第三条関係）   |  |  | | --- | --- | | 名　　　称 | 位　　　置 | | （略） | （略） | | 大阪府立堺西高等学校 | （略） | | （略） | （略） | | 大阪府立咲くやこの花高等学校 | （略） | | （略） | （略） |   　備考　（略） | 別表第二（第三条関係）   |  |  | | --- | --- | | 名　　　称 | 位　　　置 | | （略） | （略） | | 大阪府立堺西高等学校 | （略） | | 大阪府立福泉高等学校 | 堺市西区太平寺 | | （略） | （略） | | 大阪府立咲くやこの花高等学校 | （略） | | 大阪府立大正白稜高等学校 | 大阪市大正区泉尾三丁目 | | （略） | （略） |   　備考　（略） |
|  |  |

附　則

　この条例中第一条の規定は令和七年四月一日から、第二条の規定は規則で定める日から施行する。